

## 事業予定者の審査方法について（案）

## 1. 審査委員会の設置

石狩湾新港洋上風力発電施設の事業予定者について、「石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会」に設置した審査委員会において、書面審査、ヒアリング（プレゼンテーション含む）審査を行う。

この審査結果に基づいて、最終的に管理者が最優秀提案者を事業予定者として選定する。  
なお、審査委員会は非公開とする。

## 2. 審査及び選定の方法

## (1) 応募資格審査

応募申込書等を受理した全ての者を対象として、本公募要項・審査基準の5「応募資格」に適合しているかどうかについて、石狩湾新港管理組合担当部署において形式的要件に係る書面審査を行い、その結果を審査委員会に報告する。

審査委員会は、報告された書面審査の結果に基づき審査し、応募資格に適合しないと判断された応募者は失格となる。

## (2) 評価基準審査

ア 各審査委員は、(1)の結果、選定された応募者を対象として、別表1の「評価基準」（次項イを除く）について審査し、別表2の「評価の判断基準と点数配分」に基づき点数化を行い、点数が最も高い応募者を選定する。

イ アドバイザーは、(1)の結果、選定された応募者を対象として、審査委員会が必要と認める評価項目について審査し、別表2の「評価の判断基準と点数配分」に基づき点数化を行い、審査委員会へ報告する。

ウ 審査委員会は、「評価基準」の必須項目の合計点の平均が53点以上の応募者のうち、審査委員から最も多く選定された応募者を最優秀提案者とする。

エ 審査委員会は、選定された応募者が同数で、最も多く選定された応募者がいない場合は、各審査委員がつけた点数を応募者ごとに合算し、点数が最も高い応募者を最優秀提案者とする。

## (3) 審査時期及び選定結果の通知

平成27年7月～8月を予定。

管理者は、選定結果について、全ての応募者に書面により通知する。

## (4) 選定結果の公表

事業予定者の公表は、平成27年7月～8月を予定し、石狩湾新港管理組合のホームページで行う。

## 3. その他

## (1) 申込みの辞退

申込書等を提出した後に辞退する場合は、申込辞退届（様式任意）を提出すること。

## (2) 応募者名の非公表

応募者名は公表しない。